

弊社特許の審決決定取消訴訟に関する最高裁判決（お知らせ）

特許第 4537527 号の無効審判の審決決定取消訴訟に対する最高裁判決（勝訴）

令和 2 年 8 月 2 5 日  
株式会社湯山製作所

株式会社湯山製作所（以下、弊社）は、弊社の保有する特許（特許第 4537527 号）に対して、株式会社アイシーエム（以下、アイシーエム）より、特許無効審判を請求され、特許庁により、特許請求の範囲第 1 項を含む一部の請求項が無効であるという審決が出されておりました。

弊社は、この審決を不服として審決決定取消訴訟を提起し、一方で、アイシーエムは、前記無効審判請求で有効と判断された請求項も無効であると主張して審決決定取消訴訟を提起し、知的財産高等裁判所が審理を進めてまいりました。

審決決定取消訴訟では、知的財産高等裁判所より前記無効審判において無効と判断された請求項を含め、特許第 4537527 号の全ての請求項が有効であるとの勝訴判決を得ておりました。

この知財高裁判決に対して、アイシーエムは最高裁判所に上告をしておりましたが、同裁判所はこれを棄却し、今般、特許第 4537527 号の全ての請求項が有効であるとの完全勝訴の判決が令和 2 年 8 月 2 0 日に確定致しましたので、お知らせします。

なお、特許第 4537527 号は、すでに保護期間を満了しましたが、そのことによってアイシーエムの過去の行為が適法とされるものではございません。今後も、弊社は、弊社の権利を侵害する行為については、現在のものであると、過去のものであるとを問わず、毅然たる対応を続けてまいります。

以 上